

令和8年1月26日

事務担当
三重県農林水産部 家畜防疫対策課 庄山 電話：059-224-2544 畜産課 平野 電話：059-224-2541

## 県内で発生した高病原性鳥インフルエンザに係る搬出制限区域の解除について

1月13日（火曜日）に津市の採卵鶏農場で発生した高病原性鳥インフルエンザについて、特定家畜伝染病防疫指針に基づき農林水産省と協議のうえ、1月26日（月曜日）15時に搬出制限区域を解除し、併せて消毒ポイントを一部廃止しました。

### 1 搬出制限区域の解除

- (1) 区域内農場（発生農場を中心とする半径3～10km圏内）  
4農場（計1,800羽）
- (2) 解除日時 令和8年1月26日（月曜日）15時  
これにより、鶏卵等の区域外への出荷が可能になりました。
- (3) 解除理由  
防疫措置完了後10日が経過し、10km圏内のすべての農場において家畜防疫員が行った臨床検査で異常が認められなかつたため。

### 2 消毒ポイントの一部廃止

- 搬出制限区域の解除に伴い、下記の消毒ポイントを廃止しました。
- ・久居中央スポーツ公園駐車場（津市戸木町）
  - ・三重県農業研究所（松阪市嬉野川北町）

### 3 今後の予定

残された移動制限区域（発生農場を中心とする半径3km圏内）については、異常がなければ農林水産省と協議のうえ、防疫措置完了から21日が経過する2月6日（金曜日）0時に解除し、残る2か所の消毒ポイントを廃止する予定です。

### 4 報道機関へのお願い

発生農場名や住所等については、生産者等の関係者が混乱することがないよう、非公表で対応願います。